

物 件 調 書

物件番号 2202

所在地		徳島県鳴門市里浦町里浦字花面144番10					
住居表示		_____					
現況地目 及び面積等		宅地		193.61㎡		工作物	一式
						立木竹	—
登記簿 記載事項	地番	144番10					
	地目	宅地					
	数量	193.61㎡					
接面道路 の状況		南側 舗装市道 幅員約 3.1 m (法第42条第2項道路)					
法令に 基づく 制限	建築 基準 法	市街化区域					
		用途地域	第一種住居地域				
		地域・地区	指定なし				
		建蔽率	60%				
		容積率	200%				
		高度制限	指定なし				
		防火指定	指定なし				
	その他	建築基準法第22条 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条 都市再生特別措置法第88条、第108条					
私道の負担等 に関する事項		私道負担	無	負担の内容			
		道路後退	有	負担の内容	下記参考事項欄のとおり		
供給処理 施設の概要	供給処理施設		配管等の状況		施設整備状況		施設整備の 特別負担の有無
	電気	接面道路配線	有	—		—	
	公営水道	接面道路配管	有			無	
	公共下水道	接面道路配管	無	未定	未定		
	都市ガス	接面道路配管	無	未定	未定		
交通機関		鉄道等	JR鳴門線 鳴門駅の 東方 約1.8km 徒歩30分				
		バス	鳴門市地域バス 里浦口バス停の 北東方 約0.5km 徒歩6分				
公共施設		鳴門市役所		里浦小学校		鳴門市第二中学校	
参 考 事 項	別紙（次頁）を参照してください。						

※ 物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、
現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

◎本物件は、現状有姿による売払いです。

◎敷地は南側道路より0.6メートル高くなっています。東側及び西側の隣接地とは等高です。

◎南側道路は幅員4メートル未満のため、道路中心線確定後、中心線より2メートルの道路後退が必要です。

（問い合わせ先：徳島県東部県土整備局徳島庁舎建築指導担当）

◎本地は都市機能誘導区域外、居住誘導区域外に存するため、都市機能誘導施設の建築や一定規模の開発行為等を行う場合は、都市再生特別措置法第88条又は第108条の届出が必要になります。（問い合わせ先：鳴門市都市建設部まちづくり課）

◎本地は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき土砂災害警戒区域に指定されています。（問い合わせ先：徳島県鳴門総合サービスセンター河川・砂防管理担当）

◎北側隣接地は山林で斜面となっていますが、境界上に土留のコンクリート擁壁が設置されています。全高2メートル超の工作物ですが、建築確認は受けていません。（問い合わせ先：徳島県東部県土整備局徳島庁舎建築指導担当）また、北側及び東側隣接地から樹木の枝葉が本地上に越境していますが、当事者間で確認書を交わしていません。

◎敷地の東側、南側及び西側にコンクリートブロック塀が設置されています。

◎下水道は未整備であり、通常の生活排水先は市道南側の水路になります。（問い合わせ先：鳴門市都市建設部土木課）

◎工作物一式の内訳は、土留です。

◎土地の上空4.5～5.0メートルに電柱（四国電力）の支線が通過しています。

◎本地を含む周辺地域は、鳴門市により水防法に基づき、水害ハザードマップが作成されています。詳細については、鳴門市企画総務部危機管理局危機管理課にご照会ください。

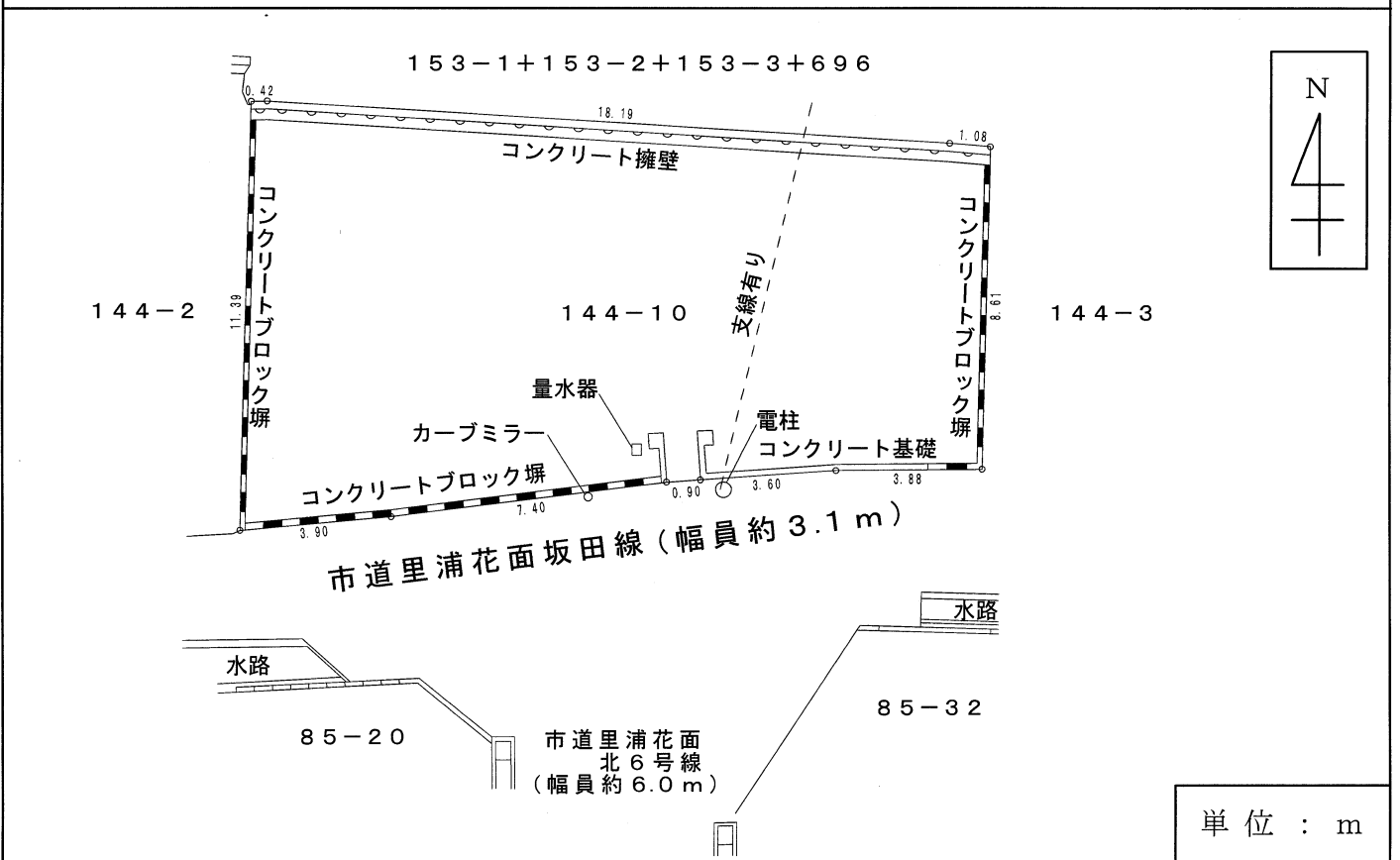
◎「接面道路の状況」欄の「法」とは「建築基準法」を指しています。

物件番号 2202

案 内 図



明 細 図



※ 案内図は、現在の周辺状況と異なる場合があります。

現 況 写 真

